

## 長岡京市少年少女発明クラブ活動事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、児童に科学的な興味と関心を追求できる場を提供し、学校を離れた集団の中で、活動を通じ完成する喜びを体得させ、創造性豊かな人間形成を図るため、長岡京市少年少女発明クラブ（以下「クラブ」という。）が行う活動事業に要する経費に対し、予算の範囲内において長岡京市少年少女発明クラブ活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、長岡京市に在住の小学校4年生から6年生までの児童で構成するクラブとする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象は、クラブの運営及び事業実施計画書（別記様式第2号）に基づく事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、クラブの運営及び事業に係る全ての経費とする。

### (補助金の額)

第5条 前条の経費に対する補助金の額は、運営及び事業経費の2分の1以内で、毎年度予算で定める。

2 市長は、緊急その他特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、補助率等を変更して補助金を交付することができる。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、長岡京市少年少女発明クラブ活動事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、4月末日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めるときは、長岡京市少年少女発明クラブ活動事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、この要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。

- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後10日以内又は3月31日のいずれか早い日に事業終了報告書を提出すること。
- (5) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがある。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがある。
- (7) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (8) 補助事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。
- (9) その他市長が必要と認めること。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付を申請した者は、前条第1項の規定による通知書を受領した場合において、当該申請にかかる補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業の遂行)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の目的及びこれに付された条件、その他この要綱に従って補助金を使用し、他の目的に使用してはならない。

(事業計画の変更及び承認)

第10条 第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、事業計画の変更をしようとするときは、長岡京市少年少女発明クラブ活動事業計画変更承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出して、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受領したときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市少年少女発明クラブ活動事業計画変更承認書（別記様式第6号）により通知するものとする。

(事業終了報告)

第11条 補助事業者は、事業の完了後、長岡京市少年少女発明クラブ活動補助事業終了報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、10日以内又は3月31日のいずれか早い日に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第2号）
- (2) 収支決算書（別記様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第12条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市少年少女発明クラブ活動事業補助金確定通知書（別記様式第8号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第13条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市少年少女発明クラブ活動事業補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(是正措置)

第14条 市長は、補助事業の完了後、事業終了報告書を受けた場合において、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付条件等に適合しないと認めるときは、その補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを、当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付の特例)

第15条 市長は、補助事業者のうち、特に必要があると認められたものに対しては、第13条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする補助事業者は、長岡京市少年少女発明クラブ活動事業補助金概算交付請求書（別記第10号様式）に第7条の交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(交付取消等)

第16条 補助事業者が次の各号の一に該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取消し又は変更することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の取消等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、第15条の規定により補助金の交付を受けた場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、当該補助事業者に対して、期限を定めてその差額を返還させることができる。

(延滞金)

第18条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

長岡京市長

住 所

団 体 名

代表者名

印

長岡京市青少年少女発明クラブ活動事業補助金交付申請書

長岡京市青少年少女発明クラブ活動事業補助金の交付を受けたいので、長岡京市青少年少女発明クラブ活動事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書

別記様式第2号（第6条、第12条関係）

事業実施計画書  
(事業実績報告書)

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業実施時期	
5 事業実施場所	

別記様式第3号（第6条、第12条関係）

収 支 予 算 書  
(収 支 決 算 書)

収 入

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
市補助金			
計			

支 出

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
計			

(注) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

第 号  
年 月 日

団 体 名 様

長岡京市長 印

長岡京市少年少女発明クラブ活動事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市少年少女発明クラブ活動事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助見込額 金 円

3 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市少年少女発明クラブ活動事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないでください。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得てください。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けてください。
- (4) 補助事業完了後10日以内又は3月31日のいずれか早い日に事業終了報告書を提出してください。
- (5) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実施調査を行うことがあります。
- (6) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。
- (7) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管してください。
- (8) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市少年少女発明クラブ活動事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。

年 月 日

長岡京市長

住 所

団 体 名

代表者名

印

長岡京市青少年少女発明クラブ活動事業計画変更承認申請書

長岡京市青少年少女発明クラブ活動事業補助金交付要綱第10条の規定により事業計画の変更をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 申請及び決定年月日 申請 年 月 日 決定 年 月 日

3 変更理由

区 分		変 更 前		変 更 後	
事業内容		事業項目	金 額	事業項目	金 額
計					
財源内訳	市補助金				
	自己資金				
	その他				
その他の参考事項					

別記様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

団 体 名 様

長岡京市長 印

長岡京市少年少女発明クラブ活動事業計画変更承認書

年 月 日付をもって申請のありました事業計画変更については下記の条件を付して承認する。

記

承認条件

- 1) 補助見込額 金 円
- 2)
- 3)
- 4)

別記様式第7号（第11条関係）

年 月 日

長岡京市長

住 所

団 体 名

代表者名

印

長岡京市少年少女発明クラブ活動補助事業終了報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた標記の補助金について補助事業を完了したので、長岡京市少年少女発明クラブ活動事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

別記様式第8号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

団 体 名 様

長岡京市長 印

長岡京市青少年少女発明クラブ活動事業補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした長岡京市青少年少女発明クラブ活動事業補助金  
について、長岡京市青少年少女発明クラブ活動事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のと  
おり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付確定額 金 円

別記様式第9号（第13条関係）

年 月 日

長岡京市長

団体名

住 所

代表者名

印

長岡京市少年少女発明クラブ活動事業補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市少年少女発明クラブ活動事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円

交付決定額 (a) 金 円

概算交付済額 (b) 金 円

未交付額 (a - b) 金 円

別記様式第10号（第15条関係）

年 月 日

長岡京市長

団体名

住 所

代表者名

印

長岡京市青少年少女発明クラブ活動事業補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市青少年少女発明クラブ活動事業補助金交付要綱第15条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 概算交付が必要な理由

3 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し